

み や ぎ ほ く ぶ ち い き か っ せ い か け い か く
宮城北部地域活性化計画

宮城県

平成20年2月

1 活性化計画の目標及び計画期間

計画の名称	宮城北地域						
都道府県名	宮城県	市町村名	大崎市, 栗原市, 登米市, 本吉町, 南三陸町	地区名(※1)	大崎市, 栗原市, 登米市, 本吉町, 南三陸町	計画期間(※2)	H20~24

目標:(※3)

農山漁村における定住等及び農山漁村と都市との地域間交流を促進するため、農山漁村の基幹産業である農林水産業の持続的かつ健全な発展を基本理念としつつ、当該産業における所得向上と担い手の育成・確保・定住化に資するため、地域産物の生産量増大・販売額増加を目指し、もって農山漁村の活性化を図るため、その振興を図るものとする。
 本事業において行う施設整備によって目指すべき具体的な数値目標としては、高性能林業機械等の整備によって当該地域の木材生産量(販売量)を32.7%増加させることを目標とし、林業従事者数の年間減少率(H12→17の年平均減少率は8.84%(391人→246人))を7%未満にする。

目標設定の考え方

地区の概要:

当該地域は、西は奥羽山系で秋田山形両県に接し、東は太平洋まで達する広大な地域である。
 沿岸部の水産業をはじめ、中央の平野部では稲作を中心とした農業が基幹産業であり、また、奥羽山系や北上山系を中心に古くから林業が盛んであり、農林水産業によって支えられてきた。

現状と課題

人口減少や農林水産業の担い手不足・高齢化及びこれらに伴う農林水産業の衰退といった農山漁村の抱える問題は、当該地域においても例外ではないものの、比較的農林水産業の占める割合は高く、地域の資源を活かした農林水産業活性化の取組に支援することにより、地域経済に活力を与え、高齢化による担い手減少に対して、いかに若手を取り込んでいくかが課題となっている。

今後の展開方向等(※4)

生産施設等を整備する場合においては、販売ルート等を十分吟味し、収益性確保を考慮しながら継続的な取組を行う。
 機械化が遅れている作業現場においては、機械化を進めて労働強度低減など環境改善を図って担い手の定着化を図り、定住者減少に歯止めをかけるように努めるものとする。
 労働に見合った所得を確保していくためにも、生産性向上をよりいっそう推進していくものとする。
 活性化計画終了年度の翌年度には、本事業により整備した施設等の効果を計るため、木材生産量(販売量)の目標達成状況を検証するものとする。

【記入要領】

- ※1 「地区名」欄には活性化計画の対象となる地区が複数ある場合には、すべて記入する。
- ※2 「計画期間」欄には、法第5条第2項第6号の規定により、活性化計画の目標を達成するために必要な取組の期間として、原則として3年から5年程度の期間を記載する。
- ※3 「目標」欄には、法第5条第2項第2号の規定により、設定した活性化計画の区域において、実現されるべき目標を、原則として定量的な指標を用いて具体的に記載する。
- ※4 「今後の展開方向」欄には、「現状と課題」欄に記載した内容を、どのような取組で解消していくこととしているのかを、明確に記載する。
 また、区域外で実施する必要がある事業がある場合には活性化計画の目標達成にどのように寄与するかも明記する。

2 目標を達成するために必要な事業及び他の地方公共団体との連携

(1) 法第5条第2項第3号に規定する事業(※1)

市町村名	地区名	事業名(事業メニュー名)(※2)	事業実施主体	交付金希望の有無	法第5条第2項第3号イ・ロ・ハ・ニの別(※3)	備考
大崎市	大崎市	地域資源循環活用施設(リサイクル施設)	大崎森林組合	有	ニ	
栗原市	栗原市	生産機械施設(林業機械施設)	栗駒高原森林組合	有	イ	
登米市	登米市	地域資源循環活用施設(リサイクル施設)	登米町森林組合	有	ニ	
		地域資源循環活用施設(リサイクル施設)	東和町森林組合	有	ニ	
		地域資源循環活用施設(リサイクル施設)	津山町森林組合	有	ニ	
		生産機械施設(林業機械施設)	夢の森つやま協同組合	有	イ	
南三陸町	南三陸町	地域資源循環活用施設(リサイクル施設)	南三陸森林組合	有	ニ	
本吉町	本吉町	地域資源循環活用施設(リサイクル施設)	本吉町森林組合	有	ニ	

(2) 法第5条第2項第4号に規定する事業・事務(※4)

市町村名	地区名	事業名	事業実施主体	交付金希望の有無	備考
		該当無し			

(3) 関連事業(施行規則第2条第3項)(※5)

市町村名	地区名	事業名	事業実施主体	備考
		該当無し		

(4)他の地方公共団体との連携に関する事項(※6)

県は、大崎市・栗原市・登米市・本吉町・南三陸町その他隣接市町村とも連携し、当該事業実施主体が実施する事業を協力して推進していくものとする。

【記入要領】

※1 「法第5条第2項第3号に規定する事業」欄には、活性化計画の目標を達成するために必要であつて、かつ、農林水産省所管の事業について記載する。なお、活性化計画の区域外で実施する事業は、備考欄に「区域外で実施」と記載する。

※2 「事業名(事業メニュー名)」欄に記載する事業のうち、交付金を希望する事業にあつては、農山漁村活性化プロジェクト支援交付金実施要領別表1の「事業名」とあわせ、()書きで、「事業メニュー名」を記載すること。

※3 「法第5条第2項第3号イ・ロ・ハ・ニの別」の欄には、交付金希望の有無にかかわらず、該当するイ・ロ・ハ・ニのいずれかを記載する。

※4 「法第5条第2項第4号に規定する事業・事務」欄には、上段の(1)の表に記載した事業と一体となつて、その効果を増大させるために必要な事業等を記載する。

※5 「関連事業」欄には、施行規則第2条第3項の規定により、上段(1)及び(2)の事業に関連して実施する事業を記載する。

※6 「他の地方公共団体との連携に関する事項」欄には、法第5条第2項第5号の規定により、他の地方公共団体との連携に関する具体的な内容について記載する。

3 活性化計画の区域(※1)

宮城北部地域	区域面積(※2)	239,907 ha
区域設定の考え方(※3)		
①法第3条第1号関係: 当該区域の総面積239,907haのうち、農林地面積は79%と相当部分を占めており、農林漁業従事者割合は15%以上、農林漁業生産額も5%以上を占め、農林漁業は重要な地域である。		
②法第3条第2号関係: 人口の減少(H12→H17で4.3%減)、農林漁業者の高齢化傾向から見て、活性化のためには、定住を進めることは必要不可欠な区域である。		
③法第3条第3号関係: 当該地域は、当該市町全域の内、総務省統計局による「平成17年度国勢調査報告書」による人口集中地区を除いた区域としている。		

【記入要領】

※1 区域が複数ある場合には、区域毎にそれぞれ別業にして作成することも可能。

※2 「区域面積」欄には、施行規則第2条第2号の規定により、活性化計画の区域の面積を記載する。

※3 「区域設定の考え方」欄は、法第3条各号に規定する要件について、どのように判断したかを記載する。

4 市民農園(活性化計画に市民農園を含む場合)に関する事項

該当無し

(1)市民農園の用に供する土地(農林水産省令第2条第4号イ、ロ、ハ)

土地の所在	地番	地目		地積(m ²)	新たに権利を取得するもの			既に有している権利に基づくもの			土地の利用目的		備考
		登記簿	現況		権利の種類(※1)	土地所有者		権利の種類(※1)	土地所有者		農地(※2)	市民農園施設	
						氏名	住所		氏名	住所	市民農園整備促進法第2条第2項第1号イ・ロの別	種別(※3)	

(2)市民農園施設の規模その他の整備に関する事項(農林水産省令第2条第4号ハ)(※4)

整備計画	種別(※5)	構造(※6)	建築面積	所要面積	工事期間	備考
建築物						
工作物						
計						

(3)開設の時期 (農林水産省令第2条第4号二)

--

【記入要領】

- ※1 「権利の種類」欄には、取得等する権利について「所有権」「地上権」「賃借権」「使用貸借」などについて記載する。
- ※2 「市民農園整備促進法第2条第2項第1号イ・ロの別」欄には、イまたはロを記載する。
- ※3 「種別」欄には市民農園施設の種別について「給水施設」「農機具収納施設」「休憩施設」などと記載する。
- ※4 (1)に記載した市民農園の用に供する市民農園施設のうち建築物及び工作物について種別毎に整理して記載する。
- ※5 「種別」には(※3)のうち、建築物及び工作物である施設の種別を記載する。
- ※6 「構造」については施設の構造について「木造平屋」「鉄筋コンクリート」などと記載する。
- ※ 市町村は、市民農園の整備に関する事業を実施しようとする農林漁業団体等より、市民農園整備促進法施行規則(平成2年農林水産省・建設省令第1号)第9条第2項各号に掲げる図面の提出を受けておくことが望ましい。

5 農林地所有権移転等促進事業に関する事項 該当無し

事 項	内 容	備 考
(1) 農林地所有権移転等促進事業の実施に関する基本方針(※1)		
(2) 移転される所有権の移転の対価の算定基準及び支払の方法(※2)		
(3) 権利の存続期間、権利の残存期間、地代又は借賃の算定基準等		
① 設定され、又は移転される地上権、賃借権又は使用貸借による権利の存続期間に関する基準(※3)		
② 設定され、又は移転される地上権、賃借権又は使用貸借による権利の残存期間に関する基準(※4)		
③ 設定され、又は移転を受ける権利が地上権又は賃借権である場合における地代又は借賃の算定基準及び支払の方法(※5)		
(4) 農林地所有権移転等促進事業の実施により設定され、又は移転される農用地に係る賃借権又は使用貸借による権利の条件その他農用地の所有権の移転等に係る法律事項		
① 農林地所有権移転等促進事業の実施により設定され、又は移転される農用地に係る賃借権又は使用貸借による権利の条件(※6)		
② その他農用地の所有権の移転等に係る法律関係に関する事項(※7)		

※1の「農林地所有権移転等促進事業の実施に関する基本方針」欄は、法第5条第7項第1号の規定により、農用地の集団化等への配慮等農林地所有権移転等促進事業の実施に当たっての基本的な考え方を記載する。

※2の「移転される所有権の移転の対価の算定基準及び支払の方法」欄には、法第5条第7項第2号の規定により、移転の対価を算定するときの基準について記載する。

また、支払いの方法については、例えば、「口座振込」など支払い方法が明確になるよう記載する。

※3の「設定され、又は移転される地上権、賃借権又は使用貸借による権利の存続期間に関する基準」欄には、法第5条第7項第3号の規定により、存続期間を設定する基準について記載する。

※4の「設定され、又は移転される地上権、賃借権又は使用貸借による権利の残存期間に関する基準」欄には、法第5条第7項第3号の規定により、残存期間を設定する基準について記載する。

※5の「設定され、又は移転を受ける権利が地上権又は賃借権である場合における地代又は借賃の算定基準及び支払の方法」欄には、地代又は、借賃をどのように算定するのか、支払いの方法についてはどのように行うのかを記載する。

※6の「農林地所有権移転等促進事業の実施により設定され、又は移転される農用地に係る賃借権又は使用貸借による権利の条件」欄には、例えば、有益費の償還等権利の条件の内容を記載する。

※7の「その他農用地の所有権の移転等に係る法律関係に関する事項」欄には、農林地所有権移転等促進事業によって成立する当事者間の法律関係が明らかになるよう、「賃借借」「使用貸借」「売買」等を記載する。

6 活性化計画の目標の達成状況の評価等(※1)

当該交付金により整備した施設については、定期的にその利用状況等の報告を求めるものとし、目標達成に向けて随時指導していくものとする。

また、計画期間が終了する年度の翌年度においては、各種公式データや県の調査データを基に、林業労働力確保の状況も含め、目標の達成状況等について評価を行い、評価内容の妥当性について学識経験者等第三者の意見を聴いた上で、その結果を公表するものとする。

【記入要領】

※1 施行規則第2条第5号の規定により、設定した活性化計画の目標の達成状況の評価について、その手法を簡潔に記載する。

なお、当該評価については、法目的の達成度合いや改善すべき点等について検証する必要があるため、法施行後7年以内に見直すこととされていることにかんがみ、行われるものである。

その他、必要な事項があれば適宜記載する。

その他留意事項

①都道府県又は市町村は、農林水産大臣に活性化計画を提出する場合、活性化計画の区域内の土地の現況を明らかにした図面を下記事項に従って作成し、提出すること。

- ・設定する区域を図示し、その外縁が明確となるよう縁取りすること。(併せて、地番等による表示を記述すること)
- ・市町村が活性化計画作成主体である場合、5,000分の1から25,000分の1程度の白図を基本とし、都道府県が活性化計画作成主体である場合等区域の広さや地域の実情に応じて、適宜調整すること。スケールバー、方位を記入すること。
- ・目標を達成するために必要な事業について、その位置がわかるように旗上げし、事業名等を明記すること。関連事業についても旗上げし、関連事業であることがわかるように記載すること。

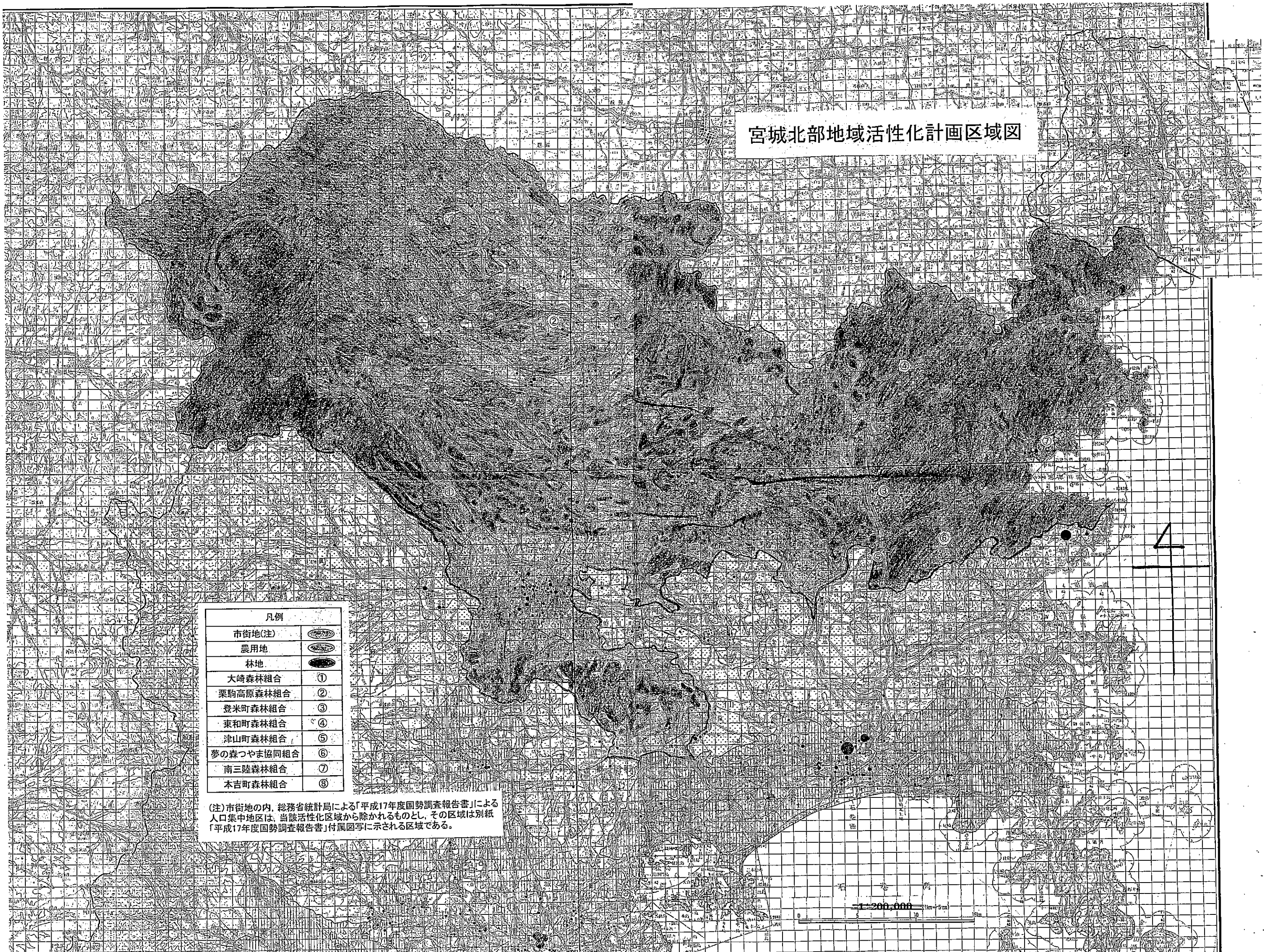
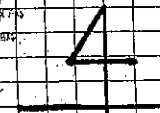
②法第6条第2項の交付金の額の限度額を算出するために必要な資料を添付しなければならないが、その詳細は、農山漁村活性化プロジェクト支援交付金実施要綱(平成19年8月1日付け19企第100号農林水産事務次官依命通知)の定めるところによるものとする。

宮城北部地域活性化計画区域図

凡例	
市街地(注)	
農用地	
林地	
大崎森林組合	①
栗駒高原森林組合	②
登米町森林組合	③
東和町森林組合	④
津山町森林組合	⑤
夢の森つやま協同組合	⑥
南三陸森林組合	⑦
本吉町森林組合	⑧

(注)市街地の内、総務省統計局による「平成17年度国勢調査報告書」による人口集中地区は、当該活性化区域から除かれるものとし、その区域は別紙「平成17年度国勢調査報告書」付属図写に示される区域である。

1:200,000 (1cm=5km)



農山漁村活性化プロジェクト支援交付金交付対象事業別概要

計画主体名	計画期間
宮城県	自 平成20年度 至 平成24年度

<連絡先>

担当課	電話番号	FAX番号	メールアドレス
農林水産部 林業振興課	022-211-2913	022-211-2919	rinsink@pref.miyagi.jp(班共用) suzuki-at447@pref.miyagi.jp(担当個)

【記入要領】

計画主体名

- ・市町村名にはふりがなをふること
- ・共同で作成する場合は、すべての計画主体を掲げるとともに、代表となる計画主体には(代表)と記載する。

計画期間

- ・計画期間は活性化計画の計画期間を記入すること。

連絡先

- ・共同計画の場合は行を追加し、全ての計画主体の連絡先を記入すること。

メールアドレス

- ・当該交付金に係る連絡に利用できるメールアドレスを記入すること。

I 事業活用活性化計画目標

事業活用活性化計画目標	増加率等	増加率等の算出																								
		目標数値 5ヶ年計 (H20~H24)	現状数値 5ヶ年計 (H14~18)																							
地域産物の販売量の増加	32.70 %	素材丸太 1,400 千m ³	÷ 1,055 千m ³	×100-100																						
事業活用活性化計画目標の設定根拠																										
<p>現状数値は当該地域における県の素材生産量調査(H14~18)を根拠としている。目標値については、H18実績を上回る水準を維持・増大させていくこととし、今後5ヶ年間で年平均28万m³を達成することを目標としたものである。</p> <p>目標数値の達成状況は、県が各種公式データや調査データを基に把握する。</p>																										
<table style="width:100%; border:none;"> <tr> <td style="text-align:center;">現状数値算定 基礎(m³)</td> <td></td> <td style="text-align:center;">目標数値 (m³)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>H14 162,678</td> <td rowspan="6" style="font-size:3em; vertical-align:middle;">}</td> <td>H20 270,000</td> <td rowspan="6" style="font-size:3em; vertical-align:middle;">}</td> </tr> <tr> <td>H15 196,996</td> <td>H21 275,000</td> </tr> <tr> <td>H16 198,665</td> <td>H22 280,000</td> </tr> <tr> <td>H17 229,612</td> <td>H23 285,000</td> </tr> <tr> <td>H18 267,548</td> <td>H24 290,000</td> </tr> <tr> <td>計 1,055,499</td> <td>計 1,400,000</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align:center;">5ヶ年平均 211,100 m³</td> <td></td> <td style="text-align:center;">5ヶ年平均 280,000 m³</td> </tr> </table>					現状数値算定 基礎(m ³)		目標数値 (m ³)		H14 162,678	}	H20 270,000	}	H15 196,996	H21 275,000	H16 198,665	H22 280,000	H17 229,612	H23 285,000	H18 267,548	H24 290,000	計 1,055,499	計 1,400,000		5ヶ年平均 211,100 m ³		5ヶ年平均 280,000 m ³
現状数値算定 基礎(m ³)		目標数値 (m ³)																								
H14 162,678	}	H20 270,000	}																							
H15 196,996		H21 275,000																								
H16 198,665		H22 280,000																								
H17 229,612		H23 285,000																								
H18 267,548		H24 290,000																								
計 1,055,499		計 1,400,000																								
	5ヶ年平均 211,100 m ³		5ヶ年平均 280,000 m ³																							

【記入要領】

事業活用活性化計画目標

- ・必要であれば適宜欄の拡大、行の追加をすること。
- ・事業活用活性化計画目標の項目は農山漁村活性化プロジェクト支援交付金実施要領の別紙に掲げる項目から選択するものとする。
- ・事業活用活性化計画目標の記載にあたっては「事業活用活性化計画目標の設定について」により記入すること。

II 活性化計画の目標及び事業活用活性化計画目標と交付対象事業の関連性

事業メニュー名	地区名	事業内容	事業規模等	実施期間	事業実施主体	全体事業費 (千円)	交付金要 望額 (千円)	交付額算 定交付率	交付限度額 (千円)	活性化計画の目標及び定量的目標との関連性
リサイクル 施設	大崎市	グラブ・ウイン チ付バックホウ	1台	H20	大崎森林組合	12,300	6,150	1/2 以内	6,150	林業における所得向上と担い手の育成・確保・ 定住化を図るため、当該事業による高性能林業 機械の整備を行い、素材生産量の増大と林業従 事者数の減少に歯止めをかける。 具体的には、当該事業により木材生産量を 32.7%増大させるとともに、林業従事者の減少率 を7%未満に抑えることとする。
		フォワーダ	1台			11,000	5,500		5,500	
		小計				23,300	11,650		11,650	
林業機械 施設	栗原市	フォワーダ	1台	H20	栗駒高原森林 組合	11,500	5,175	4.5/10 以内	5,175	
		プロセッサ	1台	H21		20,000	9,000		9,000	
		グラブ付ト ラック	1台	H22		24,000	10,800		10,800	
		小計		55,500		24,975	24,975			
リサイクル 施設	登米市	ハーベスタ	1台	H20	登米町森林組 合	21,000	10,500	1/2 以内	10,500	
		フォワーダ	1台	H21		11,500	5,750		5,750	
		グラブ・ウイン チ付バックホウ	1台	H22		10,500	5,250		5,250	
		小計		43,000	21,500	21,500				
		プロセッサ	1台	H20	東和町森林組 合	18,000	9,000		9,000	
		フォワーダ	1台	H21		11,000	5,500		5,500	
		ハーベスタ	1台	H22		20,000	10,000		10,000	
		小計		49,000	24,500	24,500				
		フォワーダ	1台	H20	津山町森林組 合	14,000	7,000		7,000	
		グラブ付 バックホウ	1台	H22		15,000	7,500		7,500	
小計		29,000	14,500	14,500						
林業機械 施設	登米市	フォワーダ	1台	H20	夢の森つやま 協同組合	6,300	2,835	4.5/10 以内	2,835	
		フォワーダ	1台	H21		11,340	5,103		5,103	
		グラブ付 バックホウ	1台			19,146	8,616		8,616	
		グラブ付 バックホウ	1台	H22		10,500	4,725		4,725	
		ハーベスタ	1台	14,910		6,709	6,709			
		小計		62,196		27,988	27,988			
リサイクル 施設	南三陸町	フォワーダ	1台	H20	南三陸森林組 合	10,450	5,225	1/2 以内	5,225	
		グラブ付 バックホウ	1台	H21		14,000	7,000		7,000	
		プロセッサ	1台	H22		6,000	3,000		3,000	
		小計		30,450		15,225	15,225			
	本吉町	フォワーダ	1台	H20	本吉町森林組 合	14,200	7,100		7,100	
		グラブ付ト ラック	1台	H21		23,200	11,600		11,600	
		プロセッサ	1台	H22		23,500	11,750		11,750	
		小計		60,900		30,450	30,450			
合計		24台			353,346	170,788		170,787		

III 優先枠を活用する事業に関する事項

該当無し

(交付対象事業別概要)

優先枠の種類	優先枠指標	増加率等	増加率等の算出
1 輸出促進緊急条件整備事業優先枠 2 農林漁業再チャレンジ支援対策優先枠			
優先枠指標の設定根拠			
事業メニュー名	地区名	事業内容と優先枠指標との関連性	
優先枠の種類	優先枠指標	増加率等	増加率等の算出
1 輸出促進緊急条件整備事業優先枠 2 農林漁業再チャレンジ支援対策優先枠			
優先枠成果指標の設定根拠			
事業メニュー名	地区名	事業内容と優先枠指標との関連性	

【記入要領】

- 必要であれば適宜欄の拡大、行の追加をすること。
- 優先枠を活用する事業とは、予算の優先枠(輸出促進緊急条件整備事業優先枠、農林漁業再チャレンジ支援対策優先枠)の対象となる事業であり、具体的には、輸出の促進に関連する事業及び実施要領の別表1の事業メニュー番号10、33、34、37、38、43又は45であって案件類別番号5、21、23又は26を満たすものがその対象となる。
- 優先枠事業を実施しようとする場合には、以下のいずれかの優先枠指標を記入すること。
 - (輸出促進緊急条件整備事業優先枠)

$$\text{輸出量の増加率(\%)} = \frac{\text{優先枠事業の実施によって見込まれる年間の輸出量}(i)(\text{目標})}{\text{現在の年間輸出量}(i)} \times 100 - 100$$
 - (農林漁業再チャレンジ支援対策優先枠)
 交流人口の増加数=優先枠事業の実施によって見込まれる地域外からの年間入込客の増加人数
 定住人口の増加数=優先枠事業の実施によって見込まれる地区人口の増加人数
- 優先枠の種類は、いずれか該当する方を丸囲みすること。
 なお一つの事業について複数の優先枠指標を設定する場合は優先枠指標ごとに当該様式を作成する。
- 事業メニューには、実施要領の別表1の事業メニュー名を記載すること。
- 地区名には、事業の実施地区名を記入すること。
- 事業内容と優先枠指標の関連性は優先枠指標を達成する上で、各々の事業の実施が必要な理由を記載すること。

